

中 医 協 総 - 7	診 調 組 D - 1
2 4 . 8 . 2 2	2 4 . 8 . 2 1

地域医療指数・体制評価指数の確認手順について（案）

（１）地域医療指数・体制評価指数の確認手順の現状

機能評価係数Ⅱの地域医療指数（体制評価指数）で評価対象となっている事項については、医療機関からの届出内容を保険局医療課が地方厚生局・都道府県に照会し、その報告結果を確認している。

内容に相違がある場合は、その都度、医療機関及び地方厚生局・都道府県に再照会を行っているが、全ての医療機関について地方厚生局・都道府県と事実の確認が必要となることから、そのための疑義照会等の作業に時間を要することが課題となっている。

（２）確認手順の明確化の必要性

診療報酬改定における各医療機関の医療機関別係数の改定（但し、機能評価係数Ⅱは毎年改定）については、従来から、集計対象としたデータの確認も合わせて当該医療機関に対して事前に内示（確認依頼）したうえで、実際の改定作業を行っているところである。

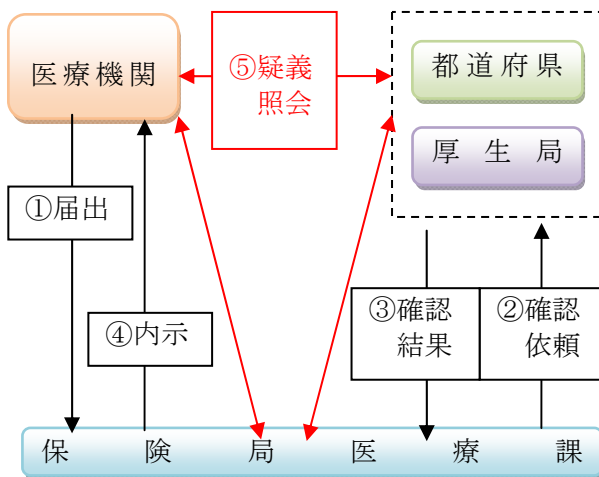
近年、参加医療機関数や確認事項数が増大してきていることから、一連の作業を効率的かつ円滑に実施する必要があるとされ、当該確認内容、時期及び手続き等の確認手順の明確化等について関係機関と連携しながら検討を進めてきた。

(3) 今後の地域医療指数・体制評価指数の確認手順（案）

- ① 各医療機関は、評価要件となっている項目の参加・指定状況について、都道府県における登録状況を照会する。
- ② 都道府県は、照会された参加・指定状況について各医療機関に回答する。
- ③ 各医療機関は、自施設の参加・指定状況（都道府県からの回答を含む）と、施設基準の届出状況を厚生局に提出する。
- ④ 厚生局は、受理した届出の内容を確認する。
- ⑤ 厚生局は、確認した結果を保険局医療課に報告する。
- ⑥ 保険局医療課は、厚生局より報告された結果について、都道府県に情報提供を行う。
- ⑦ 保険局医療課において、厚生局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数（機能評価係数Ⅱ）に係る告示を行う。

<地域医療指数（体制評価指数）の確認手順（定例報告）のイメージ>

[現状]



[今後の方向]

